

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
名 称 「（仮称）広島市総合環境アセスメント基本構想（案）」という名称とするならば、現行の事業アセスメントまでを含んだ「総合」的な環境アセスメントとする必要があると思われる。（中区区政振興課） はじめに 当面、この基本構想に基づき試行ガイドラインを策定して運用を行うのは「廃棄物分野」のみであり、他の分野にも拡大するなどの本格的な制度化は、その運用実績を積み重ねた後であるということを明確にするうえで、「はじめに」の一番最後の段落を「我が国では、このような環境アセスメント制度は、一部の自治体において取組が始まったばかりであり、実施事例が少ないことから、今後は、この基本構想に基づいて「<u>廃棄物分野</u>」における試行ガイドラインを策定し、運用実績を積み重ねることにより、その問題点や課題を抽出・検討したうえで、できるだけ早い時期に、<u>他の分野における実施など</u>本格的な制度化を図りたいと考えています。」と修正されたい。（財政課） 第 1 章 持続可能な社会の実現のためにどこまで環境負荷を低減すべきか定量的な目標設定がないため、基本構想が設定されても、どの主体も危機感をもって取り組めないと考える。また、「環境への負荷をできるだけ少なくしていく」とあるが、普通にできることだけをやっていては、効果はあがらないのではないかと。（計画調整課） 「「事業アセス」と呼ばれる現行の制度は」は、「「事業アセス」と呼ばれる現行の事業アセスメント制度は」に修正するか、事業アセスが事業アセスメントをさす旨の注釈をつけるべきである。公文書に「事業アセス」という略称のみを使用すべきではないと考える。（西風新都整備部調整課）	○ 「総合」とは、環境面と社会・経済面の評価を連携させるという意味などで仮称として用いており、名称については、意見を踏まえ検討します。 ○ 意見のとおり修正します。 ○ 環境保全のための具体的な（数値）目標は、本市の環境基本計画などで示されているとおり、持続可能な社会へ向けた取組については、環境政策全体で推進するものであり、本制度は、その手法の一つと考えています。 ○ 略称を用いないこととし、「事業アセス」を「事業アセスメント」に修正します。

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
「環境への影響について、事業の前提となる政策や計画等に市民等の意見が反映されていないという課題があります。」と記述しているが、市の政策に関わる計画や都市計画の策定にあたっては、市民の意見を計画に反映できるよう措置されている。また、事業アセスに限らず、市民の意見は常に、市として受け付けるようになっており、この部分の表現は市民の誤解を招く恐れがある。この部分の表現は「事業の前提となる政策や計画等に市民等の意見が反映されにくいという課題があります。」にしてはいかがか。（西風新都整備部調整課） 第2章 事業アセスの見直しにより、環境への適切な配慮と市民参加の充実が可能であれば、二本立てのアセス手続きは不要と考える。（計画調整課） 第3章 第3章の当面の対象計画は「個別事業の計画」とする考えと、第4章の「スクリーニング」との関係がわかりにくいため、（解説）の一番最後の段落を「なお、計画等に係る環境アセスメント制度は国内での事例が少ないこと、また、調査・予測・評価のための技術手法等が確立されていないことから、当面は、広島市自らが策定する計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画に適用します。（ただし、第4章で述べる「スクリーニング」の手続きにより、<u>個別事業の計画にあっても、総合環境アセスメントの対象とするかどうかは、個別事業の計画にあっても、総合環境アセスメントの対象とするかどうかは、個別の案件ごとに判断していくこととします。</u>）その後、運用実績を積み重ねながら、適用範囲の拡大を検討します。」と修正されたい。（財政課） 持続可能な社会を実現するためには、大量消費型の社会経済システムや地球環境の保全に対する配慮に欠けた都市構造などの旧来のシステムを抜本的に見直	○ 「事業の前提となる政策や計画等に市民等の意見が反映されにくいという課題があります。」に修正します。 ○ 本制度は、計画等（政策・上位計画を含む）の策定段階に適切な環境への配慮を組み入れるために構築するものであり、事業アセスの見直しでは、対応は困難であると考えています。 ○ 本制度は、当面、広島市自らが策定する計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画を対象とし、個別の案件ごとに適用するかどうかスクリーニングして、試行運用を積み重ねることにより、その問題点や課題を抽出・検討したうえで、適用範囲の拡大を図っていくよう考えていますので、案のとおりとします。 ○ 広島市基本計画、環境基本計画などにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・市の協働のもとに、環

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
すことが必要である。すなわち、政策や上位計画をそのような視点で見直していくことが急務であり、それらを残存したまま、下位の事業計画から本アセス制度を適用していくのは、効果のあまり見込めないやり方と思われる。市民の立場で考えても、上位計画が固定されている状態で、個別の事業計画の範囲内でしか意見が言えないのでは、これこそ制度の限界と言えるのではないか。（計画調整課） 「運用実績を積み重ねながら、適用範囲の拡大を検討します」との記述があるが、国外での事例はあるのだから、やる気になれば当初から適用範囲を広く設定することはできるのではないか。この記述からは、将来的にも当面の適用範囲のままで運用されそうな雰囲気が伝わってくる。環境負荷の排出源としては、個人部門、民間の製造部門及び自動車交通が大部分であるので、これらに積極的に手をつけなければ事態は改善されない。環境負荷のうちどの部分を重点的に削除していきたいかという説明がなく、手をつけやすい市の個別事業計画のみを当面の対象としているのは、総合環境アセスメント制度を創ること自体が目的化しているような印象を与える。（計画調整課） 政策・上位計画等での総合環境アセスメントとは、個別事業の政策・上位計画段階でのアセスに留まらず、例えば広島市基本計画や都市計画に関する基本的な方針で掲げている都市構造のような、都市の方向性や方針を示すものにまで適用するよう想定されているのか。（都市構造と環境影響は密接に関係しているため、理想論では理解できるが、評価項目や評価手法など確立されたものがないうえ、その影響範囲が広範に及ぶことなどを考えると、実現性が乏しいのではないか。）（都市政策担当） 当課では、建設関係施策・事業の大半を位置付けるマスタープラン（広島市の都市計画に関する基本的な方針）を所管しており、同プランへの位置付けが総合環境アセスメントの対象とすると、あまりにも膨大な手続きが必要となる。（都市政策担当）	境施策や取組を積極的に推進していくことにしています。 本制度は、このような取組の一つと考えており、当面、市の個別事業の計画に適用しますが、運用実績を積み重ね、事業部局の理解を得ながら、上位計画等に適用範囲を拡大します。 ○ 環境の保全及び創造に関する施策の具体的な方向性については、広島市環境基本計画などにより定めており、本制度は、そうした取組みをより一層推進するための一つの手法と考えています。 - また、計画等に係る環境アセスメント制度は、国内での事例が少なく、調査・予測・評価手法等が確立されていないことから、運用実績を積み重ねながら、課題等を整理した上で、できるだけ早い時期に、本格的な制度化を図りたいと考えています。 ○ 将来的には、適用可能であれば対象としていきたいと考えています。対象とする際には、その手法等について、計画の内容に即したものとなるよう検討します。 ○ マスタープランにおいても、本制度の考え方を取り入れ、効果的・効率的に手続きを行っていくことは可能であると考えています。将来的には、本制度の対象としていきたいと考えており、今後、協議します。

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
今後の情報提供をお願いしたい。（都市政策担当） P．5の6行目では、“～適用範囲の拡大を図ります。”となっているが、P．6の7行目では、“～適用範囲の拡大を検討します。”となっている。これらの表現を統一すべきではないか。（緑の施策担当） 第4章 計画等のふるい分け（スクリーニング）について 昨年5月の意見照会での上位計画等の情報収集は、この検討の一環ではないかと思うが、その後の検討状況について教えていただきたい。（都市政策担当） これらの章に書かれている内容及び添付の資料では、具体的な手続きの流れ、調査、予測、評価の中身が、イメージできない。特に、現行の事業アセスメントとのすみ分けや都市計画手続きとの調整などうまくいくのかよくわからない。これらについて検討を深めてもらったうえでなければ議論ができない。 （西風新都整備部調整課） 「3 調査・予測・評価結果の公表」での「・・・インターネットを利用し公開するなど、市民等の理解を深めることにします。」また、「4 市民参加」での「・・・インターネット等を媒体とした意見交換、計画等の策定者等と討論できる『対話型』の公聴会などを取り入れ、市民等の参加を積極的に促進します。」という表現は、インターネット利用や対話型の公聴会といった手法を用いることが確定しているという誤解を与える可能性がある。昨年11月の素案での記述（「・・・インターネットを利用した公開方法を検討するなど、・・・」、「・・・公聴会など、市民等の参加を積極的に促進するような手法を取り入れる必要があります。」）のように、手法については確定していないような記述に修正されたい。（道路計画課） 第5章 「5 調査・予測・評価の項目及び手法の柔軟な設定」とあるが、解説では、	○ 今後とも、情報提供します。 ○ 「～適用範囲の拡大を図ります。」に統一します。 ○ 資料作成の参考としたほか、今後、詳細を整理したのち、本制度の運用に活用していきます。 ○ 具体的な手続きについては、今後、検討することにしており、その際には、関係課と十分協議します。 ○ 本制度では、積極的に市民等の参加を促進していく必要があり、その例示として考えられる手法を示したものであり、案のとおりとします。 ○ 「柔軟な」を削除します。

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
「柔軟」について説明していないのではないか。（地球環境担当） 累積的・複合的影響の予測・評価について 現行の環境アセスの限界とされているが、総合環境アセスメントの導入によって何故可能となるのか具体的に教えていただきたい。 参考資料（２２ページ）では、現行制度でも、関連する事業を可能な限り予測条件に取り入れる工夫をしていると記述されており、それ以上のことが総合環境アセスメントでできることが理解できない。（都市政策担当） 第６章 「計画等の策定者」に「市長」になる場合もあるにもかかわらず、市長が「計画等の策定者」と別の者として取り扱われている。この構図は市民にとっては理解できない。行政に携わる職員から見れば当然のように思われるかも知れないが、市民の目線で文書を作成して欲しい。（西風新都整備部調整課） 資料１ 本制度を適用した場合のイメージが示されているが、イメージであり、一例であることを更に強調するため、調査・予測・評価の項目等が「例示」である旨記載されたい。（道路計画課） 表 1-14 の騒音の評価結果の記述で「…影響を受ける可能性のある住戸数は…」とあるが、表 1-12 の記述（基準値を超える地域の住戸数）と整合を図り、「…基準値を超える可能性のある住戸数は…」に修正されたい。（道路計画課） 表 1-15 のＣ案の「…利便性は非常に高い」を、３案の相对比较の観点から、「…利便性は最も高い」に修正されたい。（「各案の長所・短所」の欄も同様） （道路計画課） その他 市の基本計画や実施計画の策定手順との関係、行政評価への取り組み等との調整	○ 政策・上位計画、小規模な事業を統括又は規制する計画、複数の事業を統括する計画などを対象とすることにより、累積的・複合的影響について、予測・評価することは可能になると考えられます。しかしながら、個別事業の計画では、周辺地域での他の計画が明らかでない場合、また、明らかであっても事業主体が異なる場合などは、一定の限界があると考えています。 ○ ここでは、一般的な各主体の役割を述べており、当然、市長が計画等の策定者の場合、市長は計画等の策定者の役割を担うことは、理解していただけるものと考えています。 ○ 資料１には、「総合環境アセスメント基本構想（案）へ…のイメージを示しています。」と明示しており、個々の図表に「例示」である旨の記載は必要ないと考えます。 ○ 「…基準値を超える可能性のある住戸数は…」に修正します。 ○ 「…利便性は最も高い」に修正します。 ○ 当面は、環境に及ぼすおそれのある個別事業の計画に適用

総合環境アセスメント基本構想（案）への庁内意見等

基本構想（案）への意見等	対応方針（案）
状況を教えていただきたい。（都市政策担当） 基本構想（素案）に対する庁内意見を提出しているのは、環境局内部の環境政策課、地球環境担当、環境保全課を除くと、当課を含め４課（都市計画局計画調整課、西風新都整備部調整課、道路計画課、水道局水質管理課）のみである。庁内に関係課長会議を設置するなど、もっと、多くの意見が得られる方法で策定すべきではないか。（西風新都整備部調整課） 今後の道路の計画に係る総合環境アセスの運用やガイドラインの作成等にあたっては、事前に当課を含め関係課との十分な協議・調整をお願いします。（道路計画課）	し、運用実績を積み重ねていくこととしているため、調整は行っていません。今後、必要に応じ、調整を行ないます。 ○ 基本構想は、制度の基本理念やあり方をとりまとめるものであり、全庁的な環境調整会議に諮りながら、検討しています。 今後、ガイドラインなどを策定する際には、関係課との協議・調整を行います。 ○ 本制度の運用等に当たっては、関係課との協議・調整を行います。